

大瀉汚水中継ポンプ場改築・更新工事
(機械第2期)

特 記 仕 様 書

平成24年6月

秋田県大瀉村

目 次

第1章 総 則

第1節	工事名称	1-1
第2節	工事場所	1-1
第3節	工事内容	1-1
第4節	施工範囲	1-1
第5節	施工責任	1-1
第6節	他工事との取合	1-1
第7節	一般仕様書の遵守	1-2
第8節	関連法規	1-2
第9節	標準仕様書の適用	1-2
第10節	工事期間	1-2

第2章 沈砂池・主ポンプ設備

第1節	粗目スクリーン	2-1
第2節	破砕機	2-3
第3節	バイパススクリーン	2-5
第4節	吐出弁	2-7
第5節	機器搬入用ホイスト	2-9
第6節	沈砂池排風機	2-12

第3章 複 合 工

第1節	基礎工	3-1
第2節	鋼製加工品類	3-2
第3節	合成木材・FRP製覆蓋	3-3

第4章 撤去工

第1節 撤去機器	4-1
第2節 撤去基礎工	4-2

第 1 章 総 則

第 1 節 工事名称

大潟污水中継ポンプ場改築・更新工事（機械第 2 期）

第 2 節 工事場所

秋田県南秋田郡大潟村字西 4 丁目地内

第 3 節 工事内容

本中継ポンプ場における沈砂池設備、ポンプ設備の機械設備工事。

第 4 節 施工範囲

本設備の施工範囲は、上記の設計、製作搬入、据付、配管、配線、塗装、調整、単体試験並びにそれらによって生ずる手直しなど一切のものを含むものとし、これらに必要なコンクリート工事、貫通部のはつり、復旧工事及び仮設工事等の付帯設備を含むものである。

また、本工事の機器の製作並びに据付等においては、現地をよく調査のうえ行うものとする。

電気、計装、操作の詳細においては、電気設備等関連の工事仕様書を熟読のうえ、機械設備工事と合わせて遺漏無きよう、手配すること。

本設備の技術的な方針は、添付図面、および本特記仕様書に記載するものであるが、請負人は最新にして良心的、かつ高度の技術をもって設計製作すること。なお、各装置の機器仕様が合致しない場合、および疑義を生じた場合は、本村係員と協議の上決定する。

第 5 節 施工責任

本工事は、請負業者における責任施工とし、特に本仕様書に明記していない部分について運転管理上および設計上必要なものについては、一切請負業者負担として責任を持って施工すること。また、試運転の結果不備な点があれば、すべて本村指示通りの補修および取替えを行うものとする。

第 6 節 他工事との取合

施工場所において他工事と取合うので、この点を充分検討し、本村監督員の指示に従うものとする。

第7節 一般仕様書の遵守

本仕様書で記載していない事項については、日本下水道事業団編集の当該「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書」最新版及び係員の指示によるものとする。

第8節 関連法規

本工事は法規慣例に従い誠実に施工するほか、法規上必要な付属品等は、特に指定ない場合でも取付けなければならない。

また、本工事に必要な申請届出は遅滞なく行わなければならない。なお、これらに要する費用は請負金額の範囲内で処理するものとする。

第9節 標準仕様書の適用

本仕様書は、日本下水道事業団編集の標準仕様書を適用する。

第10節 工事期間

平成24年 6月 日から平成24年11月30日までの 日間

第2章 沈砂池・主ポンプ設備

第1節 粗目スクリーン

1. 使用目的

スクリーンは、流入下水中のごみ、厨芥、繊維、棒切れ等のきょう雑物や粗大な浮遊物質を阻止し、かき揚げやすくするために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	バースクリーン	
(2) 池寸法	水路巾800mm×深さ2150mm×1池	
(3) スクリーン	目巾100mm×取付角度70°	
(4) 数量	スクリーン1面	

3. 構造概要

スクリーンは、平鋼製格子形のバースクリーンで、ごみ、厨芥、繊維、棒切れ等の夾雑物や粗大な浮遊物質を阻止するために設ける。

4. 製作条件

(1) スクリーンの強度計算は、流入水量、流入浮遊物質及び前後の水位差を考慮する。

(2) スクリーンの強度は、十分な安全率を取る。

5. 各部の構造

(1) スクリーンは、平鋼（FB75×9以上）を完全に歪みを取り除き、平鋼が等間隔になるようスペーサを挟み、両ねじの通しボルトにて締め付け組み立てること。

(2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けるものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。

(3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に溶接し、充分強度を有すること。

(4) 台車、コンテナ

コンテナは樹脂性でスクリーンかすの貯留、搬出に使用するものとし、手押し台車の上に乗せることが出来、原則として角型構造とする。

また、材等で任意に吊上げ、吊下げが出来る構造とし、スクリーンかすが満杯状態でも十分な強度と剛性を有する構造とする。

台車は、4個のキャスター付（ストッパ付）とし、しきが入ったコンテナを搭載した状態で、人力で容易に移動できるものとする。また床板にはコンテナがずり落ち難い工夫がなされているものとする。

6. 使用材料

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------------------|
| (1) スクリーン | 平鋼、形鋼 | (SS400) |
| (2) その他接水要部 (スパーサ) | ステンレス鋼 | (SUS304
Sch40以上) |
| ” | (ピン、ボルト、通しボルト等) | |
| | ステンレス鋼 | (SUS304) |

7. 試験検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

9. 据 付

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか、次の点に留意すること。

- (1) スクリーンは、指定された取付角度に正確に取り付ける。

10. 他工事との区分

- (1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する。スクリーンのアンカーボルト用穴あけ研りおよびその復旧工事は、本工事に含む。
- 2) 据付け部、水路底仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込みおよび埋め込み用モルタルは、本工事に含む。

11. 標準付属品

- | | |
|-------------|-------|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) とび口及び熊手 | 各 1 組 |
| (3) 運搬用台車 | 1 式 |
| (4) コンテナ | 1 式 |
| (5) その他必要な物 | 1 式 |

第2節 破碎機

1. 使用目的

破碎機（ドラム回転式）は、汚水ポンプの閉塞や機器への障害を防止するため、汚水中の夾雑物を細断し、後段の汚水処理を容易にする目的で流入水路に設ける破碎機である。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	立軸ドラム回転式	
(2) 処理水量	最大9100m ³ /日	
(3) 駆動装置	φ3×0.75kW×200V×50Hz	電動機
(4) 数量	1台	

3. 構造概要

本破碎機は、ケーシング・軸・破碎部・駆動装置などにより構成され、流入水路内に設置することにより、流入した下水中の夾雑物を、破碎・細断するものである。

4. 製作条件

- (1) 本機は、汚水中の夾雑物を汚水ポンプの運転に支障のない大きさに破碎・細断するものとする。
- (2) 破碎部は、摩耗などの少ないもので、長期の使用に十分耐える材質構造とする。
- (3) 回転ドラムは、スクリーンを兼ね流入水路の多大な水位上昇等を起こさないだけの十分な処理能力をもつこと。
- (4) 各部の強度は、十分安全率をとるものとする。
- (5) 電動機は、冠水型駆動装置とする。

5. 各部の構造

- (1) 本機は、立型電動機直結型減速機からなる駆動装置によりスリットをもったドラムを回転させ、捉えられた夾雑物は、ドラムに埋めこまれた歯と、相對する支柱に取りつけられた固定歯との間で破碎されたのち、順次汚水と共に流下させる構造とする。
- (2) ケーシングは、機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄、又はステンレス鋼板製品とする。
- (3) 切削部は、耐摩耗性に優れた特殊鋼製とし、取替え容易な構造とする。

6. 使用材料

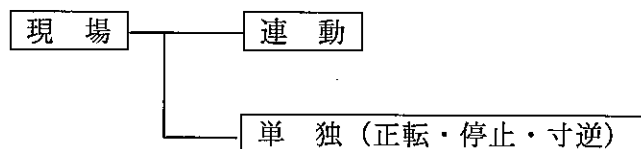
- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) ケーシング | FC200以上 |
| (2) 切削部 | 工具鋼及び超硬焼結合金 |
| (3) 軸 | S45C又はSCM440 |
| (4) 接続配管 | FC200以上又はSUS304TP Sch20S |

7. 保護装置

(1) 電氣的保護装置

過負荷防止用過電流検出器（電氣設備工事）

8. 運転・操作概要



9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備工事一般仕様書による。

12. 他工事との区分

(1) 土木・建築工事との区分

1) 基礎ボルト部の一部研り、孔部復旧は本工事に含む。

2) 据付部水路床等の一部無筋コンクリートのはつり、打設及び仕上げモルタルは本工事に含む。

(2) 電氣設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書に準拠する。

13. 標準付属品

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 基礎ボルト・ナット（SUS304） | 1式 |
| (2) 特殊工具類 | 1式 |

14. その他付属品

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 切削歯 | 10% |
| (2) 電動機架台 | 1式 |
| (3) その他必要な物 | 1式 |

第3節 バイパススクリーン

1. 使用目的

スクリーンは、流入下水中のごみ、厨芥、繊維、棒切れ等のきょう雑物や粗大な浮遊物質を阻止し、かき揚げやすくするために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	バースクリーン	
(2) 池寸法	水路巾800mm×深さ2250mm×1池	
(3) スクリーン	目巾 40mm×取付角度 70°	
(4) 数量	スクリーン 1 面	

3. 構造概要

スクリーンは、平鋼製格子形のバースクリーンで、ごみ、厨芥、繊維、棒切れ等の夾雑物や粗大な浮遊物質を阻止するために設ける。

4. 製作条件

- (1) スクリーンの強度計算は、流入水量、流入浮遊物質及び前後の水位差を考慮する。
- (2) スクリーンの強度は、十分な安全率を取る。

5. 各部の構造

- (1) スクリーンは、平鋼（FB75×9以上）を完全に歪みを取り除き、平鋼が等間隔になるようスペーサを挟み、両ねじの通しボルトにて締め付け組み立てること。
- (2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けるものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- (3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に溶接し、充分強度を有すること。

6. 使用材料

- (1) スクリーン 平鋼、形鋼 (SS400)
 - (2) その他接水要部 (スペーサ) ステンレス鋼 (SUS304 Sch40以上)
- " (ピン、ボルト、通しボルト等)
ステンレス鋼 (SUS304)

7. 試験検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

9. 据 付

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか、次の点に留意すること。

- (1) スクリーンは、指定された取付角度に正確に取り付ける。

10. 他工事との区分

- (1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する。スクリーンのアンカーボルト用穴あけ研りおよびその復旧工事は、本工事に含む。
- 2) 据付け部、水路底仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込みおよび埋め込み用モルタルは、本工事に含む。

11. 標準付属品

- | | |
|-------------|-------|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) とび口及び熊手 | 各 1 組 |
| (3) その他必要な物 | 1 式 |

第4節 吐出弁

1. 使用目的

本吐出弁はポンプ室に設け、汚水ポンプの自動運転時に開閉を行うものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動外ねじ式仕切弁	
(2) 口径	φ150mm	
(3) 使用圧力	0.2MPa	ポンプの吐出圧力
(4) 電動機	0.4kW×φ3×200V×50Hz	
(5) 開閉速度	約0.2m/min	
(6) 台数	2台	

3. 構造概要

本弁は、止水に使用するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

(1) 形式

電動開閉機付外ねじ式、片テーパ仕切弁とする。

なお、手動復帰、現場優先とする。

5. 各部の構造

(1) 弁本体は、JIS B 2062規格に準ずること。ただし、弁棒は外ねじ式とする。

(2) 電動機の回転は、平歯車およびウォーム歯車により減速し、歯車は良質強靱なる材料を使用して製作し、効率よく確実に動力伝達を行うものとする。

(3) 電動、手動切替装置を備え、手動操作の切替は人力にて簡単にでき、手動操作中は電動操作ができないように電気回路を遮断する構造とする。また、電動時には手動ハンドルは回転しない構造とする。

(4) 電動開閉機は、全開、全閉リミットスイッチおよびトルクスイッチを設け、スペースヒータを内蔵すること。

(5) 安全のため、スピンドルカバーを設ける。

(6) 開度指示は、ダイヤル式とし、開度発信器（R/I変換器内蔵形）を設ける。
なお開度指示目盛は%表示とする。

開閉速度は、約0.2m/min以上とし適当な速度を選定するものとする。

(7) 減速機はグリス潤滑密閉形とする。

(8) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、15分定格以上、4P、ブレーキ無とする。

6. 使用材料

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 弁箱、弁体 | FC200以上 |
| (2) 弁座 | SUS304、SUS403 |
| (3) 弁棒 | SUS403（またはSUS304） |
| (4) 中間軸（2床式の場合） | SUS403（またはSUS304） |

7. 運転・操作概要

(1) 電動開閉の場合

弁全開、全閉時はリミットスイッチによる停止を行う。ただし、異常トルク発生の場合はトルクスイッチにより電動機を停止するとともに、警報を発する。

(2) 手動開閉の場合

手動ハンドル付属の切替装置を手動にし、手動操作で弁開閉を行う。電源は同時にインターロックされる。

8. 試験、検査

機械設備工事一般仕様書による。

9. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

10. 据付

据付けにあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

11. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部研り工および孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

開度発信器、リミットスイッチ、集合端子箱または接点箱は二次側の配線とともに本工事に含む。

なお、それ以降（一次側）の配線接続及び受信器は電気設備工事とする。

その他については機械設備工事一般仕様書による。

12. 標準付属品（1台につき）

- | | |
|-------------|----|
| (1) その他必要な物 | 1式 |
|-------------|----|

第5節 機器搬入用ホイスト

1. 使用目的

電動式チェーンブロックは、建屋に設置された設備機器やそれらに必要な材料等の搬入、搬出、据え付け、組み立て、保守及び点検に使用するもので、巻上（巻下）、横行を電動で行うものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ローヘッド型	
(2) 定格荷重	0.5 t	
(3) 揚程	12.0m	
(4) 床上制御機コード長さ	10m	
(5) 電源、周波数	$\phi 3 \times 200 \text{ V} \times 50 \text{ Hz}$	
(6) 巻上速度	10m/min	(参考)
(7) 横行速度	14m/min	(参考)
(8) 巻上電動機	1.1 kW	(参考)
(9) 横行電動機	0.2 kW	(参考)
(10) 横行長さ	5.5m	
(11) 電源箱とプルボックス間の配線長さ	約15m	
(12) 使用Iビーム寸法	I-150	既設品
(13) 台数	1台	

3. 構造概要

電動チェーンブロックは、建屋内に設置された設備機器やそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付、保守及び点検用に使用するもので、電動式チェーンブロックとし、巻上、巻下、横行の全部を電動機駆動により行い、その操作は、建屋内の床面にて電動チェーンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェーンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）等の法令・規格に従い、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便なる構造とする。

5. 各部構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ (荷鎖車)

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 800N/mm^2 以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤロープ外れ止め用安全レバー付とする。

(5) 横行装置

横行用電動機により数段の平歯車またはハスバ歯車を経て、横行車輪の半数(片側)を駆動させる方式とする。

なお、吊換が必要な場合は、吊換用具を具備するものとする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

- 1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、つめ及びつめ車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。
- 2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 過巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は、荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、J I S B 8 8 1 5 (受渡試験) に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据 付

据付にあたっては、既設横行レール（I形鋼）に製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取付ける。

10. 他工事との区分

(2) 電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

11. 標準付属品

(1) チェーンバケット（鋼製）	1式
(2) キャブタイヤケーブル	1式
(3) 床上制御器	1個
(4) ケーブルハンガ	1式
(5) 電源箱（通電ランプおよびELCB付）	1面
(6) プルボックス	1面
(7) その他必要な物	1式

第6節 沈砂池排風機

1. 使用目的

本ファンは、ポンプ室内の臭気ガスを昇圧し、排気するためのものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	塩ビ軸流ファン	
(2) 口径	φ 350 mm	
(3) 風量	900m ³ /min	
(4) 静圧	0.1 KPa	
(5) 電動機出力	0.2 kW× 4 P	
(6) 電源	200 V× 50 Hz	
(7) 数量	1 台	

3. 構造概要

本ファンは、ポンプ室内の臭気ガスを昇圧し、排気するためのものである。

4. 製作条件

- (1) 振動、騒音が少なく24時間/日の連続運転に耐えられる構造であること。
- (2) 風量、風圧ともに十分な余裕のあるもので、下記条件により設計するものとする。
 - 1) 風量：20℃、0.1MPa (1atm)、65%RHの設定状態における指定風量。
 - 2) 風圧：ダクト損失、脱臭装置損失を十分まかない余裕のある風圧とすること。
 - 3) 電動機：気温、相対湿度等の変化に対してもオーバロードのない十分な余裕を有すること。

5. 各部の構造

- (1) 形式はラインファンとし、羽根車は耐食性材質（FRP）を使用し、回転バランスのよくとれた騒音、振動の少ない効率のよい羽根車でなければならない。
- (2) 羽根車は指定風圧に対し十分余裕のある強度を有する肉厚とすること。
- (3) 軸は炭素鋼とし、接ガス部スリーブはFRP製とする。
- (4) ケーシングは耐食性材質（FRP）を使用し堅牢な構造とし、ダクトを接続できる構造とする。
- (5) 軸がケーシングを貫通する部分は臭気ガスが漏れないようシールを施すこと。
- (6) 電動機は、ファン直動式とする。
- (7) 本機の吸込側、吐出側には、各々たわみ継手を設けなければならない。
- (8) 防振装置は、振動絶縁効率80%以上とする。
- (9) 電動機の仕様は、屋外全閉形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とする。

6. 使用材料

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 羽根車 | FRP |
| (2) ケーシング | FRP |
| (3) 軸 | S35C~S45C |

7. 標準付属品

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 相フランジ・ボルトナット付 | 1式 |
| (2) 動力接続用ケーブル、コード等又は端子箱 | 1式 |

8. その他付属品

- | | |
|--------------|----|
| (1) その他必要なもの | 1式 |
|--------------|----|

9. 試験・検査

一般事項については機械設備工事一般仕様書に準拠するほかJISB8330により性能試験を行い、試験成績表を必要部数提出するものとする。

10. 塗 装

外面は樹脂材及び設置条件に適合した塗料を指定色で塗布する。

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

一般事項については機械設備工事一般仕様書による。

12. 他工事との区分

- (1) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

第3章 複合工

第1節 基礎工

1. 基礎工仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考 (防食塗装, 防水等)
1	粗目スクリーン基礎	ポンプ室	図面に依る	1	
2	バイパススクリーン基礎	ポンプ室	図面に依る	1	
3	粗目スクリーン蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	1	
4	バイパススクリーン蓋	ポンプ室	図面に依る	1	
5	旧NO.4汚水ポンプ蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	1	
6	破砕機 蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	1	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 数量の記載がないものは、本工事外とする。

第2節 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	粗目スクリーン蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	SUS304	1	
2	バイパススクリーン蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	SUS304	1	
3	旧NO. 4汚水ポンプ蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	SUS304	1	
4	破砕機蓋受枠	ポンプ室	図面に依る	SUS304	1	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

第3節 合成木材・FRP製覆蓋

1. 覆蓋材仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法 L×B (mm)	材 質	数量	備 考
1	粗目スクリーン蓋	ポンプ室	図面に依る	FRP製 覆蓋	1	
2	バイパススクリーン蓋	ポンプ室	図面に依る	FRP製 覆蓋	1	
3	旧NO.4汚水 ポンプ蓋	ポンプ室	図面に依る	FRP製 覆蓋	1	
4	破碎機蓋	ポンプ室	図面に依る	FRP製 覆蓋	1	

2. 一般仕様書の適用

下水道施設標準図（詳細） 土木・建築・建築設備編

A-8（合成木材蓋）による。

3. 特記事項

- 1) 詳細は、添付図による。
- 2) 数量の記載がないものは、本工事外とする。

第4章 撤去工

第1節 撤去機器

1. 撤去機器リスト

番号	機器名称	機器仕様	数量
1	粗目スクリーン	手 掻 式 幅 : 800mm, 目幅 : 100mm	1基
2	破碎機	ドラム回転式 最大7000m ³ /日×0.75kw	1基
3	バイパススクリーン	手 掻 式 幅 : 800mm, 目幅 : 40mm	1基
4	機器搬入用ホイスト	ローヘッド型 定格荷重 0.5T×1.2kw相当	1基
5	NO.4汚水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ100×1.4m ³ /分×13m×5.5kw	1台
6	沈砂池排風機	塩ビ軸流ファン φ350×900m ³ /H×10mmAq×0.2kW	1台

2. 特記事項

- (1) 撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては、指定場所への処分を行うこと。
- (2) 機器撤去に伴う基礎撤去、復旧は本工事範囲内とする。
- (3) 撤去品は、監督員の指示により適切な処理を行い、仮置場まで運搬する事。

第2節 撤去基礎工

1. 撤去基礎工仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考 (防食塗装, 防水等)
1	粗目スクリーン 基礎・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	
2	バイパススクリー ン基礎・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	
3	粗目スクリーン蓋 受枠・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	
4	バイパススクリー ン蓋 受枠・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	
5	NO.4汚水ポンプ蓋 受枠・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	
6	破碎蓋受枠・撤去	ポンプ室	図面に依る	1	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 産業廃棄物の対象となるものについては、指定場所への処分を行うこと。